



発行 新潟県

第 96 号

令和6年12月10日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

64 新潟県大麻取締法施行細則の一部を改正する規則（感染症対策・薬務課）

告 示

- 1309 保安林の指定予定（治山課）
- 1310 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1311 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1312 公共測量の終了通知（監理課）
- 1313 公共測量の終了通知（監理課）
- 1314 公共測量の終了通知（監理課）
- 1315 公共測量の実施通知（監理課）
- 1316 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）

公 告

- 一般競争入札の実施（生活衛生課）
- 保安林指定通知のあて先人不分明（治山課）
- 保安林指定通知のあて先人不分明（治山課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

規 則

新潟県大麻取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月10日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第64号

新潟県大麻取締法施行細則の一部を改正する規則

新潟県大麻取締法施行細則（昭和52年新潟県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動別記様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動後別記様式」という。）が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削り、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項、号及び号の細目の表示、削除条等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><u>新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u>（昭和23年法律第124号。以下「法」という。）及び<u>大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則</u>（令和6年厚生労働省令第140号。以下「省令」という。）並びに<u>新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例</u>（平成12年新潟県条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(免許の申請)</p> <p>第2条 <u>省令第1条の規定により大麻草採取栽培者の免許</u>（以下単に「免許」という。）を受けようとする者が提出する申請書には、<u>省令第1条各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>栽培地の平面図及び堅固な柵の設置その他の容易に人が出入りできない措置</u>（以下「柵の設置その他の措置」という。）の概要図</p> <p>(2) <u>条例第2条第2項第2号アからウまでのいずれにも該当しないことを明らかにする書類</u></p> <p>(3) <u>その営んでいる業務又は営もうとする業務に</u></p>	<p><u>新潟県大麻取締法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>大麻取締法</u>（昭和23年法律第124号。以下「法」という。）及び<u>大麻取締法施行規則</u>（昭和23年厚生・農林省令第1号。以下「省令」という。）並びに<u>新潟県大麻取締法施行条例</u>（平成12年新潟県条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(免許の申請)</p> <p>第2条 <u>省令第2条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。</u></p>

- において大麻草の繊維又は種子を必要とする者であることを明らかにする書類
- 2 省令第1条第1号及び第3号に規定する略歴を記載した書類は、別記第1号様式によるものとする。
- 3 省令第1条第4号に規定する医師の診断書には、覚醒剤の中毒者であるか否かに関する事項を記載するものとし、その様式は、別記第2号様式によるものとする。
- (大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更の届出)
- 第3条** 法第6条第3項の規定による大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更の届出をしようとする者は、別記第3号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- (1) 免許証
- (2) 届出者が個人である場合において住所地を変更したときは、住民票の写し
- (3) 氏名（法人又は団体にあつては、その業務を行う役員の名）を変更したときは、戸籍抄本
- (4) 届出者が法人又は団体である場合において主たる事務所の所在地又は名称を変更したときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
- (5) 届出者が法人又は団体である場合においてその業務を行う役員を変更したときは、次に掲げる書類
- ア 氏名及び略歴を記載した書類（別記第1号様式）並びに住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書又は資格証明書で写真を貼り付けたものその他これらに準ずるものとして知事が認める書類
- イ 医師の診断書（別記第2号様式）
- 2 省令第2条第1項の規定により大麻取扱者免許を受けようとする者が提出する前項の申請書には、省令第2条第2項各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 戸籍抄本
- (2) 栽培地の平面図及び堅固な柵の設置その他の容易に人が出入りできない措置（以下「柵の設置その他の措置」という。）の概要図
- (3) 法第5条第2項第2号及び条例第2条第2項第2号アからエまでのいずれにも該当しないことを明らかにする書類
- (4) 大麻栽培者の免許を申請するときは、その営んでいる業務又は営もうとする業務において大麻草の繊維又は種子を必要とする者であることを明らかにする書類
- (5) 大麻研究者の免許を申請するときは、大麻を保管する設備の概要図及びその位置を示す図面並びに大麻研究計画書（別記第3号様式）
- 3 省令第2条第2項第1号に規定する医師の診断書には、覚醒剤の中毒者であるか否かに関する事項を記載するものとし、その様式は、別記第2号様式によるものとする。
- 4 省令第2条第2項第2号に規定する履歴書は、別記第2号様式の2によるものとする。

ウ 法第5条第2項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

(6) 栽培地の数、位置又は面積を変更したときは、栽培地の登記事項証明書及び栽培地の区域を示す図面

(7) 業務上大麻を取り扱う事務所の位置を変更したときは、当該事務所の位置及び構造を示す図面及び写真

(8) 栽培目的を変更したときは、事業計画書

(9) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の届出があつたときは、免許証を書き換えて当該大麻草採取栽培者に交付するものとする。

(免許証)

第4条 法第7条第1項の規定による免許証は、別記第4号様式によるものとする。

(免許証の再交付申請)

第5条 法第7条第3項の規定による免許証の再交付申請は、別記第5号様式によるものとする。

(免許証の返納)

第6条 法第7条第4項又は第5項の規定による免許証の返納は、別記第6号様式によるものとする。

(持出し許可の申請)

第7条 法第11条の規定による栽培地外への持出し

(免許証)

第3条 法第7条第1項の規定による大麻取扱者免許証は、別記第4号様式によるものとする。

(免許の取消し申請)

第4条 法第10条第1項の規定による免許の取消し申請は、別記第5号様式によるものとする。

(死亡の届出)

第5条 法第10条第2項の規定による大麻取扱者が死亡したときの届出は、別記第6号様式によるものとする。

(免許証の返納)

第6条 法第10条第4項又は第7項の規定による免許証の返納は、別記第7号様式によるものとする。

2 法第10条第4項の規定による免許証の返納は、法第18条の規定により免許を取り消され、その他その効力を失つた日から、15日以内に行わなければならない。

(大麻取扱者名簿の登録事項の変更の届出)

第7条 法第10条第5項の規定による大麻取扱者名簿の登録事項の変更の届出をしようとする者は、別記第8号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 免許証

(2) 氏名を変更する場合は、戸籍抄本

(3) 栽培地の数、位置又は面積を変更する場合は、栽培地の平面図

(免許証の再交付申請)

第8条 法第10条第6項の規定による免許証の再交付申請は、別記第9号様式によるものとする。

(持出し許可の申請)

第9条 法第14条の規定による栽培地外への持出し

の許可の申請は、別記第7号様式によるものとする。

(廃棄の届出)

第8条 法第12条第1項又は第2項の規定による廃棄の届出は、別記第8号様式によるものとする。

(事故の届出)

第9条 法第12条の2第1項の規定による事故の届出は、別記第9号様式によるものとする。

(構造設備基準)

第10条 条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める基準は、大麻草の栽培地の構造設備が次に定めるところに適合するものであることとする。

- (1) 栽培地には、柵の設置その他の措置が講じられていること。
- (2) 栽培地が屋内にある場合は、鍵のかかる施設内にあること。

(変更の届出)

第11条 大麻草採取栽培者は、次に掲げる事項を変更したときは、15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

- (1)・(2) (略)

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第10号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) (略)

の許可の申請は、別記第10号様式によるものとする。

(報告)

第10条 法第15条又は法第17条の規定による大麻取扱者の報告は、別記第11号様式によるものとする。

(構造設備基準)

第11条 条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 大麻取扱者が大麻草を栽培する栽培地の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。
 - ア 栽培地には、柵の設置その他の措置が講じられていること。
 - イ 栽培地が屋内にある場合は、鍵のかかる施設内にあること。
- (2) 大麻研究者がその研究に従事する施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。
 - ア 研究に従事する施設内に大麻を安全に保管するために必要な設備を有すること。
 - イ アに規定する設備は、鍵のかかるものであること。

(廃棄の届出)

第12条 条例第5条第1項の規定による廃棄の届出は、別記第12号様式によるものとする。

(事故の届出)

第13条 条例第6条の規定による事故の届出は、別記第13号様式によるものとする。

(変更の届出)

第14条 大麻取扱者は、次に掲げる事項を変更したときは、15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

- (1)・(2) (略)

(3) 大麻研究者の研究の計画

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第14号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合は、大麻研究計画書(別記第3号様式)

第12条 (略)

別記

第1号様式 (第2条、第3条関係)

略歴書

年 月 日

ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
本 籍			
住 所	〒		
略 歴	年 月		

第2号様式 (第2条、第3条関係)

診断書

(略)
(略)
2 麻薬、あへん又は覚醒剤の中毒
(略)
(略)

第3号様式 (第3条関係)

大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届
年 月 日

新潟県知事 様

住 所
(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり名簿の登録事項に変更を生じたので、大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定により免許証を添えて届け出ます。

第15条 (略)

別記

第1号様式 (第2条関係)

(略)

第2号様式 (第2条関係)

診断書

(略)
(略)
2 麻薬、 <u>大麻</u> 、あへん又は覚醒剤の中毒
(略)
(略)

第2号様式の2 (第2条関係)

履歴書

(略)

記	
登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日
変更 内容	変更事項
	変更前
	変更後
変更の理由	
変更年月日	年 月 日
備考	

第3号様式 (第2条、第14条関係)
大麻研究計画書
(略)

第4号様式 (第4条関係)

大麻草採取栽培者免許証

(略)

大麻草採取栽培者
(略)

	位置	面積
	位置	面積

(略)

住所
(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 年 月 日生
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1
項の規定により免許を受けた大麻草採取栽培者
であることを証明する。
(略)

第4号様式 (第3条関係)

大麻栽培者
大麻研究者免許証

(略)

大麻栽培者
(略)

	位置	面積
	位置	面積

(略)

大麻研究者
大麻研究施設 所在地
名称

研究目的
大麻栽培地 位置 面積
大麻栽培者又は 住所
大麻研究者

氏名 年 月 日生

大麻取締法第5条第1項の規定により免許を
大麻栽培者
受けた大麻研究者であることを証明する。
(略)

第5号様式 (第5条関係)

大麻草採取栽培者免許証再交付申請書
年 月 日

新潟県知事 様

住所
(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり免許証の再交付を受けたいので、大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定により申請します。

記

登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日
再交付申請の 理由及びその 年月日	年 月 日
備 考	

第5号様式 (第4条関係)
(略)

第6号様式 (第5条関係)
(略)

第6号様式 (第6条関係)

大麻草採取栽培者免許証返納届
(略)

住 所
(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり免許証を返納したいので、大麻第7条第4項
草の栽培の規制に関する法律第7条第5項の規定により免許証を添えて届け出ます。
(略)

登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日
(略)	
(略)	

第7号様式 (第6条関係)

大麻取扱者免許証返納届
(略)

住 所

氏 名

下記のとおり免許証を返納したいので、大麻第10条第4項
取締法第10条第7項の規定により免許証を添えて届け出ます。
(略)

登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日	免許の 種類	栽培者・ 研究者
(略)			
研究施設の所 在地			
(略)			

第8号様式 (第7条関係)
(略)

第9号様式 (第8条関係)
(略)

第7号様式 (第7条関係)

大麻持出し許可申請書
(略)

住 所
(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

第10号様式 (第9条関係)

大麻持出し許可申請書
(略)

住 所

氏名
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
 下記のとおり大麻を持ち出したいので、大麻草の栽培の規制に関する法律第11条の規定により申請します。
 (略)

登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日
-----------------	--------------

(略)

(略)

第8号様式 (第8条関係)

大麻廃棄届
 (略)
 住 所
(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏 名
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
 下記のとおり大麻を廃棄したいので、大麻草第12条第1項
の栽培の規制に関する法律第12条第2項の規定により届け出ます。
 (略)

登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日
-----------------	--------------

(略)

第9号様式 (第9条関係)

大麻事故届
 (略)
 住 所
(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏 名
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
 下記のとおり事故が発生したので、大麻草の栽培の規制に関する法律第12条の2第1項の規定により届け出ます。

氏名
 下記のとおり大麻を持ち出したいので、大麻取締法第14条の規定により申請します。
 (略)

登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日	免許の 種類	栽培者・ 研究者
-----------------	--------------	-----------	-------------

(略)

研究施設の所 在 地	
---------------	--

(略)

第11号様式 (第10条関係)

栽培
 大麻研究報告書
 (略)

第12号様式 (第12条関係)

大麻廃棄届
 (略)
 住 所
 氏 名
 下記のとおり大麻を廃棄したいので、新潟県大麻取締法施行条例第5条第1項の規定により届け出ます。
 (略)

登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日	免許の 種類	栽培者・ 研究者
-----------------	--------------	-----------	-------------

(略)

第13号様式 (第13条関係)

大麻事故届
 (略)
 住 所
 氏 名
 下記のとおり事故が発生したので、新潟県大麻取締法施行条例第6条の規定により届け出ます。

(略)

登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日
栽培地の位置	郡 町 市 村 大字 番地
業務上大麻を 取り扱う事務 所の位置	郡 町 市 村 大字 番地

(略)

(略)

第10号様式 (第11条関係)

大麻草採取栽培者変更届

(略)

住 所
(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり変更したので、新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則第11条第1項の規定により届け出ます。

(略)

登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日
-----------------	--------------

(略)

注 大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更以外の変更について届け出ること。

(略)

登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日	免許の 種類	栽培者・ 研究者
-----------------	--------------	-----------	-------------

(略)

(略)

第14号様式 (第14条関係)

大麻取扱者変更届

(略)

住 所

氏 名

下記のとおり変更したので、新潟県大麻取締法施行細則第14条第1項の規定により届け出ます。

(略)

登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日	免許の 種類	栽培者・ 研究者
研 究 者	所在地		
	名 称		

(略)

注 1 大麻取扱者名簿の登録事項の変更以外の変更について届け出ること。
2 研究所の欄は、大麻研究者が届け出る場合のみ記入すること。

附 則

この規則は、令和6年12月12日から施行する。



◎新潟県告示第1309号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年12月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県村上市小岩内字下山783の2、803、字下小沢799から802まで、804、805、837から839まで、844の1から844の4まで、845、846、850から853まで、865、866の1、866の2、字小沢817、819、820の1、820の2、

823、824、835、836、字大小沢861、862、字居沢891の1、891の2、892の1、911、字居浦912、913、923、926、927、1466から1475まで、1486から1496まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1310号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新潟市の新潟北土地改良区の定款の変更を令和6年11月28日認可した。

令和6年12月10日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1311号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営木落地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月10日

新潟県十日町地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和6年12月11日から令和7年1月15日まで

3 縦覧に供する場所

新潟県十日町地域振興局農業振興部ウェブサイト

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することはできなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1312号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方

整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業期間 令和6年8月9日から令和6年11月15日まで
- 3 作業地域 新潟県南魚沼市清水

◎新潟県告示第1313号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北陸農政局新津郷用水農業水利事業所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業期間 令和6年6月26日から令和6年11月18日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市秋葉区車場地内

◎新潟県告示第1314号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県南魚沼地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業 吉里地区 確定測量)
- 2 作業期間 令和6年5月20日から令和6年11月20日まで
- 3 作業地域 新潟県 南魚沼市 吉里ほか 地内

◎新潟県告示第1315号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(UAV測量、MMS測量、数値図化)
- 2 作業期間 令和6年11月29日から令和7年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟県南魚沼郡湯沢町三国地先の一部(一般国道17号の路線沿い)

◎新潟県告示第1316号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年12月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・573号新潟駅西線
- 3 事業施行期間
平成18年5月23日から令和17年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

- 変更なし
(2) 使用の部分
なし

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県食品営業許可・営業六法管理システム機器等一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年12月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称
新潟県食品営業許可・営業六法管理システム機器等一式の借上げ
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和7年1月31日（金） 午後2時まで
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 交付期間 令和6年12月10日（火）から令和6年12月17日（火）まで
- (2) 交付場所 新潟県福祉保健部生活衛生課ホームページからダウンロードすること。
URL：<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/seikatueisei/>
- (3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年12月26日（木） 午後2時
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁入札室（16階）

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（令和6年12月10日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和6年12月19日（木） 午後5時まで

イ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）若しくは代理人の持参又は郵送と

する。

持参する場合は、次の場所に提出期間内（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期限内必着で提出すること。

ウ 提出場所 郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和6年12月23日（月）までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)ウに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）をもって、3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に契約期間の月数を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

保安林指定通知のあて先人不明について（公告）

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を保安林の属する阿賀町役場に掲示する。

令和6年12月10日

新潟県知事 花角 英世

1 所在の不明な者の氏名

佐藤 佐代次、渡部 勝見

2 通知の内容

- (1) 農林水産大臣から令和6年11月19日付け5林整治第2005号の1で保安林に指定した旨の通知を受けたので、森林法第33条第3項の規定により通知する。
- (2) 保安林の所在場所及び指定の目的、指定施業要件については、令和6年11月19日付け農林水産省告示第2105号による。

保安林指定通知のあて先人不明について（公告）

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を保安林の属する上越市役所に掲示する。

令和6年12月10日

新潟県知事 花角 英世

1 所在の不明な者の氏名

三井 嘉蔵

2 通知の内容

- (1) 農林水産大臣から令和6年11月19日付け5林整治第2109号の1で保安林に指定した旨の通知を受けたので、森林法第33条第3項の規定により通知する。
- (2) 保安林の所在場所及び指定の目的、指定施業要件については、令和6年11月19日付け農林水産省告示第2108号による。

病院局公告**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除排雪業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年12月10日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

1 入札に付する事項

(1) 件名

新潟県立がんセンター新潟病院 除排雪業務委託 一式

(2) 委託案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 新潟県建設工事等入札参加資格者名簿で業種「土木一式」に登録されている者であること。

(7) 本業務委託に係る入札説明書の交付を受けて、後記4(1)に定める書類を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院庶務課

電話番号 025-266-5111 内線2308

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

(1) 入札希望者は、令和6年12月16日(月)午後5時までに入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は、令和6年12月16日(月)に必着させるとともに、書留郵便を利用すること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和6年12月18日(水)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階 ネットワーク室

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないとは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。